

神戸市住宅改修助成事業実施要綱

保健福祉局長決定

（目的）

第1条 この要綱は、高齢者及び障害者が住みなれた住居で安全かつ快適な生活を送ることができ、身体状況等に即応した住宅改修を行うため、専門家による訪問相談及び住宅改修費用の一部を助成する住宅改修助成事業を実施することにより、生活環境を総合的に整備していくことを目的とし、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下、「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成に関して必要な事項を定める。

（実施主体）

第2条 神戸市住宅改修助成事業（以下、「本事業」という。）の実施主体は神戸市とする。ただし、市長は、本事業の一部を委託することができる。

（定義）

第3条 この要綱において、「改造」とは現に存する既設の建築物の構造耐力上主要な部分（建築物の倒壊の防止等を目的とする構造耐力上の面からみて主要な部分。筋交いの入った構造耐力上必要な壁、柱などをいう。）の変更を伴わない新たな部品の取り付けなどをいう。

2 この要綱において、「耐震診断」とは次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法
- (2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）による耐震診断
- (3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2001年版、2017年版）による耐震診断
- (4) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2009年版）による耐震診断
- (5) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断
- (6) 前5号に掲げる方法と同等と認められる耐震診断
- (7) 次項第1号に規定する「簡易耐震診断」

3 この要綱において、「簡易耐震診断」とは次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 一般社団法人兵庫県建築士事務所協会による「簡易耐震診断推進事業 耐震診断マニュアル」による耐震診断
- (2) 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法
- (3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）による耐震診断

- (4) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」（2001年版、2017年版）による耐震診断

（訪問相談対象者）

第4条 この要綱により訪問相談を受けることができる者（以下、「訪問相談対象者」という。）は、市内に住所を有する者（住宅の改修後に同居を予定している者を含む。原則として公営住宅に居住する者を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当し、生涯に渡り自宅での生活を希望する者で、住宅改修の必要性が認められる者とする。

- (1) 介護保険の要介護認定で「要支援」又は「要介護」と認定された者（当該認定申請を行った者で市長が認めるものを含む）（以下、「要支援・要介護認定者」という。）。
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者（当該認定申請を行った者で市長が認めるものを含む）（以下、「身体障害者」という。）。

（住まいの改良相談員の設置）

第5条 市長は、住宅改修工事が適正であるかどうかを評価し、及び確認するため、住まいの改良相談員を設置する。

2 住まいの改良相談員は次に掲げる職種の者からそれぞれ選任し、又は委嘱する。

- (1) 福祉関係職種
- (2) 保健・医療関係職種
- (3) 建築関係職種

（訪問相談）

第6条 第4条の訪問相談対象者から訪問相談の申込みを受けたときは、前条で定める住まいの改良相談員が訪問相談対象者宅を訪問し、身体状況に応じた住宅改修や福祉機器の活用についての専門相談に応じるものとする。

（助成対象者）

第7条 この要綱により住宅改修費の助成を受けることができる者（以下、「助成対象者」という。）は、前条に規定する訪問相談を受けた者若しくはその者と同居している者（住宅の改修後に同居を予定している者を含む。）であって、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 属する世帯の生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が8,000,000円以下の生計中心者であること。
- (2) 属する世帯の生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が6,000,000円以下の生計中心者であること。

2 次の(1)から(5)の全てに該当する戸建て住宅については、原則として耐震診断を受けなければ、第8条の助成額に係る助成を受けることができない。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- (2) 次に掲げる工法に該当しない住宅
 - ア 枠組壁工法
 - イ 丸太組工法

ウ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法

(3) 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」による耐震診断を受けていない住宅

(4) 過去に耐震診断を受けていない住宅

(5) 延べ面積の半分以上が住宅の用に供されている住宅

3 前項に規定する住宅について、第8条第1項に規定する住宅改修と合わせて簡易耐震診断を受ける場合には、簡易耐震診断に係る経費のうち対象世帯が負担する経費を対象経費として助成する。

（助成限度額）

第8条 助成限度額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 要支援・要介護認定者については、介護保険制度の住宅改修費の限度額とあわせて100万円を限度額とする。

(2) 神戸市障害者（児）日常生活用具費支給事業実施要綱に基づく住宅改修費の支給対象となる身体障害者については、当該事業の限度額とあわせて100万円を限度額とする。

(3) 前号以外の身体障害者については、100万円を限度額とする。

2 別表1に定める改造箇所の合計が助成対象限度額を超えない額とする。

3 前2項の規定は、共同住宅については、原則として専用部分の住宅改造に限り適用するものとし、賃貸住宅について入居者が改造する場合は、所有者の許可・承認を得ていることを条件に適用するものとする。

4 住宅改修と合わせて簡易耐震診断を行う場合においては、100万円から第7条第3項に規定する簡易耐震診断に係る対象経費と別表2に掲げる世帯階層区分に応じ同表の簡易耐震診断の欄に定める助成額を比較して少ない方の額を控除した額を第1項の住宅改修の助成限度額とする。

（助成対象額）

第9条 助成対象額は、住宅改修費の額又は助成限度額のいずれか少ない額から、前条第1項第1号に定める者については介護保険制度の住宅改修費限度額（20万円）、同項第2号に定める者については神戸市障害者（児）日常生活用具費支給事業実施要綱に基づく住宅改修費限度額（20万円）を控除した額とする。

（助成額）

第10条 助成額は、前条で定める助成対象額に別表2に定める助成率を乗じた額と、簡易耐震診断に係る対象経費と別表2に掲げる世帯階層区分に応じ同表の簡易耐震診断の欄に定める助成額を比較して少ない方の額の合計とする。ただし、算出された額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り下げる。

（申 請）

第11条 本事業の適用を受けようとする者は、市長に対し、住宅改修助成事業申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 助成の申請をしようとする者は、前項の申込書のほか、次の書類を市長に提出しなければならない。ただし、第3号から第5号については第12条に規定する訪問調査終了後に提出するものとする。

- (1) 前年分の給与収入金額又は所得金額、若しくは所得税及び当該年度分の市町村民税額がわかる書類
- (2) 同居者全員の住民票
- (3) 見積書
- (4) 契約書の写し
- (5) 模様替えの申請書（公営住宅のみ）の写し
- (6) 誓約書
- (7) その他市長が必要とする書類

3 市長は、第1項に規定する申込書の提出を受けてから1年を超えても、前項各号に規定する書類の全てが提出されないときは、申請した者（以下、「申請者」という。）に申込書及び前項各号に規定する書類（以下、「申込書等」という。）の再提出を求めることができる。

（訪問調査）

第12条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、前条に規定する書類内容を電話等により事前調査のうえ、原則として申請者宅を訪問して身体及び家屋の状況を調査する。

2 調査においては、身体状況及び家屋状況に基づく住宅改修計画書を策定しなければならない。

（審査及び助成内容の決定）

第13条 市長は、申込書等及び前条に規定する訪問調査に基づき、助成の申請について審査し、助成をすることを決定した者については住宅改修助成事業決定通知書（様式第2号）を、助成をしないことを決定した者については住宅改修助成事業却下通知書（様式第3号）を、申込書等の全てを受理した日の翌日から1ヶ月以内に申請者に送付しなければならない。

（工事完了届）

第14条 助成の決定を受けた者（以下、「助成決定者」という。）は、第12条第2項による住宅改修計画書及び前条による住宅改修助成事業決定通知書に基づき、住宅改修工事（以下、「工事」という。）に着手し、工事が完了したときは、市長に対し、住宅改修助成事業工事完了届（様式第4号）を提出しなければならない。

（工事完了検査及び交付決定）

第15条 市長は、工事完了届により工事完了の連絡を受けたときは、助成決定者宅を訪問し工事内容の履行確認を行うものとする。ただし、市長が定める簡易な工事において工事完了届（様式第4号）により工事完了の連絡を受けたときは、工事着手前・工事完了後の写真により工事内容の履行確認ができるものとする。

2 市長は、前項に規定する履行確認を行った日の翌日から1ヶ月以内に交付決定を行い、住宅改修助成事業助成金交付決定通知兼計算内訳書（様式第5号）を助成決定者に送付しなければならない。

(変更決定)

第16条 市長は、前条第1項の工事完了の確認を行った結果、次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定内容を変更することができる。

- (1) 助成決定者が助成決定を受けた対象改造箇所の工事の一部を実施しない場合
- (2) 対象改造箇所の工事に要した実支出額を基に第8条の規定により算出した額が助成金交付決定額に満たない場合

2 市長は、前項の規定により助成決定内容を変更したときは、速やかに住宅改修助成事業変更決定通知書（様式第6号）により助成決定者に通知しなければならない。

(助成決定の取消し)

第17条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な行為により助成決定を受けた場合
- (2) 助成決定を受けた対象改造箇所の工事の全部を実施しない場合
- (3) その他、補助金規則第19条に規定する場合

2 市長は、前項の規定により助成決定の取消しを決定したときは、速やかに住宅改修助成事業助成決定取消通知書（様式第7号）により助成決定者に通知しなければならない。

(助成金の請求及び交付)

第18条 助成決定者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書を第15条の住宅改修助成事業助成金交付決定通知兼計算内訳書受領後、速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は助成決定者に対し、請求書受理日から起算して40日以内に助成金を支払わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第19条 助成を受けた者は、工事を行った財産を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第20条 市長は、第17条の規定により助成決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているとき、又は、助成を受けた者が前条に違反したと認めるときは、当該助成に要した費用の全部又は一部を返還させるものとする。

(台帳の整備)

第21条 市長は、工事の状況を明らかにするため、住宅改修助成事業助成台帳（様式第8号）を整備するものとする。

(介護保険制度等の優先使用)

第22条 要支援・要介護認定者の属する世帯にあっては、介護保険制度の住宅改修を優先して行

うものとする。また、対象工事の実施にあたっては、関係機関と連携のうえ、一体的に行うものとする。ただし、対象者に介護保険制度の住宅改修の対象となる工事の必要がない場合はこの限りでない。

- 2 神戸市障害者（児）日常生活用具費支給事業実施要綱に基づく住宅改修費の対象となる者を含む世帯にあつては、当該住宅改修を優先して行うものとする。また、対象工事の実施にあつては、一体的に行うものとする。ただし、対象者に神戸市障害者（児）日常生活用具費支給事業実施要綱に基づく住宅改修の対象となる工事の必要がない場合は、この限りでない。

（その他）

第23条 当該事業の助成を受けた世帯は、再度当該事業の助成を受けることはできない。また、他の助成事業と重ねて当該事業の助成を受けることはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、再度当該事業の助成を認める場合がある。

- （1）著しい身体機能の低下等により、その状況に合わせた改造が特に必要と認められる場合
- （2）当該事業の助成を受けた世帯で、著しい身体機能の低下等により新たな対象者が生じ、その状況に合わせた改造が特に必要と認められる場合
- （3）著しく要介護状態が重くなった場合等で、以前に受給した介護保険制度の住宅改修費の額にかかわらず、改めてその時点での支給限度基準額までの住宅改修費の受給が可能となった場合

（施行細目の委任）

第24条 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に所管局長が定める。

附 則

- （1）この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- （2）神戸市住宅改修助成事業実施要綱（平成6年9月1日民生局長決定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(1) この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 第15条第2項による交付決定が平成31年4月1日以降に行われたものについて、第11条第1項に基づく申請が平成31年3月31日以前に行われていた場合は、改正後の要綱に基づく申請があったものとみなす。

附 則

(1) この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(2) この要綱の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

別表 1 住宅改修に係わる助成限度額（第 8 条関係）

改造箇所	助成限度額
浴室・洗面所	1,000千円
便 所	
玄 関	
廊 下・階 段	
居 室	
台 所	

上記の助成限度額は、要支援・要介護認定者については、介護保険制度の住宅改修費の限度額を含めた額とし、神戸市障害者（児）日常生活用具費支給事業実施要綱に基づく住宅改修費の支給対象となる身体障害者については、当該事業の限度額を含めた額とする。

別表 2（第10条関係）

助成を受ける者の属する世帯の区分	住宅改修		簡易耐震診断
	自己負担率	助成率	助成額 上段：木 造 下段：非木造
生活保護受給世帯	0	3 / 3	3,150円 6,350円
生計中心者が当該年度分の市町村民税非課税の世帯 生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分の市町村民税均等割のみ課税の世帯	1 / 1	9 / 10	3,000円 6,000円
生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分の市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	1 / 3	2 / 3	2,000円 4,000円
生計中心者が前年分の所得税課税（所得税額 7 万円以下）の世帯 ただし、生計中心者が給与収入のみの者の場合、前年分の給与収入金額が8,000,000円以下の世帯 生計中心者が給与収入のみ以外の者の場合、前年分の所得金額が6,000,000円以下の世帯	1 / 2	1 / 2	
生計中心者が前年分の所得税課税（所得税額 7 万円を超える）の世帯 生計中心者が給与収入のみの者の場合、前年分の給与収入金額が8,000,000円以下の世帯 生計中心者が給与収入のみ以外の者の場合、前年分の所得金額が6,000,000円以下の世帯	2 / 3	1 / 3	1,000円 2,000円

（注 1）

給与収入金額とは、住民税納税通知書などの支払給与の総額（税込み年収）をいい、所得金額とは、納税証明書などの所得金額をいう。ただし、所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得、山林所得の所得金額を含まないものとする。

（注 2）

所得税の額とは所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第 1 項、第95条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
- (2) 租税特別措置法第41条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第22号）附則第10条

（注 3）

申込書が、1 月から 6 月までの間に受理された場合にあっては、「前年分の所得税」とあるのは「前々年分の所得税」とし、申込書が 4 月から 6 月に受理された場合にあっては、「当該年度分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」とする。